

令和 8 年 5 月 香美町教育委員会（定例会）会議録

【開会・閉会の年月日】

令和 8 年 5 月 25 日（月）午後 1 時 30 分～午後 2 時 35 分

【場所】

香美町村岡地域局 3 階 301 会議室（香美町村岡区村岡 390 番地の 1）

【会議に出席した者の職・氏名】

教育長	前田 毅
教育委員	多田 好江
	田路 一成
	上田 美登里
	石田 雅也

事務局

教育総務課長	山田 貴広
こども教育課長	井上 修三
教育総務課参事	清水 幸信
こども教育課参事	上田 智康
こども教育課副課長	今西 勝彦
生涯学習課副課長	石松 崇
教育総務課総務係総括係長	宮脇 秋子

【会議に欠席した委員の職・氏名】

なし

【議事日程】

会議に付した事件も、同じく別紙議事日程のとおりである。

1 開会

（教育長）開会宣言

2 会議録署名委員の決定

（教育長）会議録署名委員に田路委員を諮り、全員承認

3 会期の決定

（教育長）会期は本日 1 日限り

4 会議録の承認

前回会議録を会議に諮り、全員承認

5 教育長報告

4月22日から5月24日までの期間（前回の教育委員会～昨日）に開催、出席した会議・行事などについて資料により報告した。

6 議事

(1) 議案第11号 香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に関する意見について

（こども教育課長）

条例改正の趣旨及び内容について説明

- ・国では、令和6年12月20日に公表した「保育政策の新たな方向性」において、保育所等における障害のある子どもや医療的ケア児について、保育所等の受け入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要であるとして、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、又は心理職等の専門職の活用を進めることとされた。
- ・このことを受け、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」が令和8年3月16日に公布、令和8年4月1日に施行され、この内閣府令第3条で厚生労働省令である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正が行われたことに伴い、関係する町条例の改正を行う。
- ・保育士の数の算定にあたり、特定理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者で障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者）1人に限り保育士に換算することができるものとする。
- ・施行日は公布の日とし、6月議会に提案する。

＜議案第11号 質疑なし＞

（教育長）

議案第11号を会議に諮り、全員異議なく承認

(2) 議案第12号 香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に関する意見について

（こども教育課長）

条例改正の趣旨及び内容について説明

- ・これまで国家戦略特別区域法により限られた区域において認められていた3歳児から5歳児までを対象とした小規模保育事業について、同法上の事業としては廃止され、新たに児童福祉法において、満3歳以上限定小規模保育事業を創設し、全国の自治体において実施できることとなった。
- ・このことを受け、「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」が令和8年2月13日に公布、令和8年4月1日に施行され、この第3条で内閣府令の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正と、第5条で厚生労働省令の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正が行われたことに伴い、関係する二つの町条例を一括して改正を行う。
- ・二つの町条例に、満3歳以上限定小規模保育事業に関する規定を加え、その他所要の改正を行う。

- ・施行日は公布の日とし、6月議会に提案する。

＜議案第12号 質疑なし＞

(教育長)

議案第12号を会議に諮り、全員異議なく承認

(3) 議案第13号 香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に関する意見について

(こども教育課長)

条例改正の趣旨及び内容について説明

- ・国において、令和6年6月26日に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（通称「こども性暴力防止法」）」が新たに制定され、一部を除き、令和8年12月25日に施行される予定である。これにより、幼稚園や小中学校、高校等の学校や認定こども園、児童福祉施設において、従事者による児童を対象とする性暴力等を防止するための措置として、犯罪事実確認を行うことが義務付けられた。
- ・令和7年12月25日には、法律と同名の法律施行規則が公布され、この中の附則において、厚生労働省令の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び内閣府令の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の改正が行われたことに伴い、関係する二つの町条例を一括して改正を行う。
- ・児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接する者）の犯罪事実確認等の必要な措置を講じなければならないとする。
- ・施行日は令和8年12月25日とし、6月議会に提案する。

＜議案第13号 質疑なし＞

(教育長)

議案第13号を会議に諮り、全員異議なく承認

(4) 議案第14号 香美町教育研修所の運営について

(教育総務課長)

令和8年度香美町教育研修所の運営について、変更点を中心に説明

- ・運営の基本方針：「第2次香美町総合計画（平成27年12月策定）」から「第3次香美町総合計画（令和7年12月策定）」に改め、教育の重点も「令和7年度香美町教育の重点」から「令和8年度香美町教育の重点」へ改めている。
- ・全体研修：全教職員を対象に、今年度は神戸女子大学教育学部の谷山教授に『予測不能に変化するこれからの社会を生きていく力』を演題として講演をしていただく予定である。
- ・ミドルリーダー研修：令和7年度に4名受講したので、平成25年の開始から累計で94名が受講済みである。研修内容は、法令や学問的な裏付けをより重視した内容へと記述を修正している。
- ・複式教育研究事業：複式学級の設置校が、令和8年度は5小学校のうち香住小以外は全て複

式学級がある現状を踏まえ、研修事業としての位置付けを継続・強化していきたい。

- ・研究事業：10月29日に兎塚小学校で、令和8年度但馬小学校特別活動研究大会が実施される。また、11月17日に小代中学校で、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善研究事業指定校として研究大会が実施される。
- ・研究助成：今日的課題実践研究費として、校内外研修などで「ICT教育の推進」や「非認知能力の育成」に取り組む際に助成する。

<議案第14号 質疑なし>

(教育長)

議案第14号を会議に諮り、全員異議なく承認

7 協議事項

(1) 香美町教育委員会：令和8年度学校訪問について

(こども教育課参事)

Aグループの日程について、1人につき3校(施設)訪問をしていただきたい。今年度Aグループの射添小学校、兎塚小学校は、次年度はBグループに入るが、統合前の最後の年になるので、次年度もAグループに入りたいと考えている。

- ① 6月12日 小代中学校【給食有り】(田路委員、石田委員)
- ② 6月16日 香住幼稚園(多田委員、上田委員)
- ③ 6月26日 柴山保育所(上田委員)
- ④ 9月17日 香住学校給食センター、香住子育て・子育て支援センター(石田委員)
- ⑤ 10月22日 射添小学校(田路委員、石田委員)
- ⑥ 11月 5日 香住小学校【給食有り】(多田委員、上田委員)
- ⑦ 11月25日 兎塚小学校・幼稚園(多田委員、田路委員)

8 事務局報告

(1) 教育総務課

特になし

(2) こども教育課・・・報告者：こども教育課参事

○「魅力ある学校園所」について

今年度の各学校園所を経営していく指標になるもので、学校訪問の際には持って来ていただき、校園所にご指導をいただきたい。

○各種学校行事について

小中学校の修学旅行、小学校の自然学校、中学校のトライやる・ウィークについて説明

(3) 生涯学習課・・・報告者：生涯学習課副課長

○令和8年度土曜チャレンジ学習について

昨年度までは、年初に通年で募集をかけ、登録した人に案内をしていたが、今年度から1回ごとに募集をかけるという形に変更している。年間で13回を予定しており、第1回は5月30日に定員20名により、大阪の環状線に乗り大阪城を見学するという内容で実施する。

○令和8年度文化ホール事業について

6つの事業を予定しているが、NHKラジオの公開録音「民謡をたずねて」は5月16日に終了した。7月12日の中野信子さんの講演会は、6月にチケット販売を開始したい。

9 その他

○香住小学校運動会の来賓出席について

日にち：6月6日（土）※雨天の場合は翌日に延期

出席者：教育長、多田委員、石田委員

○4月定例会における事務局報告での質疑について

こども教育課が報告した「香美町公立学校教職員人事異動の概要について」にかかる田路委員からの質疑、町内出身の教職員の人数について回答した。

→出身者の把握が難しいところがありますので、今現在の在住者を数えますと、臨時も含めた教職員全体の42%、149人中63人が香美町在住者になります。

○6月の定例会について

日時：6月26日（金） 午後1時30分～

場所：村岡地域局3階 301会議室

○7月の定例会について

日時：7月22日（水） 午後1時30分～

場所：村岡地域局3階 301会議室

10 閉会

香美町教育委員会会議規則第30条の規定によりここに署名する。

令和8年5月25日

教育長 前 田 毅

香美町教育委員会 署名委員 田 路 一 成

会議録作成者：教育総務課総務係 総括係長 宮脇 秋子